

令和5年度
長期研修員募集要項

市町村立小学校
市町村立中学校
県立中学校
県立特別支援学校[小学部]
県立特別支援学校[中学部]

沖縄県立総合教育センター

〒904-2174
沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号
TEL：098-933-7555
FAX：098-933-3233
URL：<http://www.edu-c.open.ed.jp/>

令和5年度 長期研修員募集要項
(市町村立小学校・市町村立中学校・県立中学校・県立特別支援学校(小学部・中学部))

沖縄県立総合教育センター

1 研修目的

- (1) 本県の教育課題の解決・改善及び教科・領域等での指導方法の工夫・改善を図るための理論研究及び実践研究を行い、その成果を報告書等にまとめ学校現場へ還元する。
- (2) 長期研修を通して教職員としての資質の向上を図り、学校における課題解決に積極的に対応できる人材の育成を目指し、学校教育の活性化と発展に資する。

2 応募資格

- (1) 市町村立小学校・中学校または県立中学校、県立特別支援学校（小学部・中学部）に、教諭、養護教諭、栄養教諭として勤務していること。
- (2) 原則として、通算3年以上教職を経験していること。
- (3) 原則として、県内外の長期研修修了後5年を経過していること。ただし、「へき地教育」への応募については、修了後3年を経過していること。

※ ただし、次の①から③の者を除く。

- ① 中堅教諭等資質向上研修の対象者
- ② 原則として、5年経験者研修の対象者
- ③ その他、次に挙げる者

- ・本センター以外の教育機関長期研修応募者・大学院等の応募者・県内他校種人事交流応募者
- ・県内外大学附属学校人事交流応募者・他県等の人事交流応募者・主幹教諭候補者選考等の応募者
- ・その他、上記に類する併願希望者

3 研修期間

| | |
|----|----------------------------|
| 前期 | 令和5年 4月1日（土）～ 令和5年9月30日（土） |
| 後期 | 令和5年10月1日（日）～ 令和6年3月31日（日） |
| 1年 | 令和5年 4月1日（土）～ 令和6年3月31日（日） |

4 研修内容

教科・領域等において今日的教育課題を踏まえ、理論研究及び実践研究を行い、その具体的な成果を広く学校現場に還元できる内容とする。また、本総合教育センターが計画する長期研修講座（必修、選択）等を受講する。研究内容は報告書にまとめ発表する。

(1) 研究テーマ

研究テーマの設定については、学校現場に還元できる内容とし、次の「指定テーマ」か「任意テーマ」のいずれかとする。

- ① 指定テーマ：本総合教育センターが設定するテーマ【(3)指定テーマ一覧を参照】
- ② 任意テーマ：応募者が設定するテーマ。テーマの内容によっては変更を求める場合がある。

- (2) 原則として、実践研究のための検証授業を行う場合は、所属校において実施する。ただし、所属校が離島の場合は、本総合教育センター近隣の学校で実施できるものとする。

(3) 研修一覧（教科・領域、応募校種、研修期間、指定テーマ） ※離島長期研修は、別に募集する。

| 班 | 教科・領域 | 校種 | 期間 | 指定テーマ |
|---------|-------------------|----------------------|----------------|---|
| 教科研修班 | 国語 | 小 中 特 (小・中) | 前期 後期 1年 | ○学習指導要領に対応した授業改善 ※1年研修：学習指導要領に対応した授業改善計画及び校内研修等、教科マネジメントの工夫を含む。 |
| | 社会 | | | |
| | 算数／数学 | | | |
| | 生活 | | | |
| | 音楽 | | | |
| | 図画工作／美術 | | | |
| | 体育／保健体育 | | | |
| | 外国語活動／外国語 | | | |
| | 総合的な学習の時間 | | | |
| | へき地教育 | | | |
| | 特別の教科 道徳 | | | |
| 特別活動 | | | | |
| 教育経営研修班 | キャリア教育 | 小 中 | 前期 後期 | ○キャリア教育の充実と実践を図る指導の工夫 |
| | 生徒指導・教育相談 | | | ○社会的資質や行動力を高める生徒指導の工夫 ○望ましい人間関係を築くための教育相談の工夫 |
| | 学級経営 | | | ○個のよさを生かし共に高め合い、自主性や社会性を育む支持的風土に支えられた学級経営の工夫 |
| | 健康教育 (※養護教諭のみ) | 小 中 特 (小・中) | 1年 | ○自己変容を目指した健康教育の工夫 ○健康相談の充実を図るための工夫 |
| | 食教育 (※栄養教諭のみ) | | | ○食に関する指導の充実を図るための工夫 ○学校給食の充実を図るための工夫 |
| 特別支援教育班 | 視覚障害教育 | 小 中 特 (小・中) | 前期 後期 1年 | ○特別支援教育に関する調査・実践的研究 |
| | 聴覚障害教育 | | | ○校内支援・相談体制の構築 |
| | 言語障害教育 | | | ○特別支援教育に基づく学級経営 |
| | 知的障害教育 | | | ○個に応じた学習指導の工夫 |
| | 自閉症・情緒障害教育 | | | ○自立活動の指導の工夫 |
| | 肢体不自由教育 | | | ○領域的・教科別の指導の工夫 |
| | 病弱・身体虚弱教育 | | | ○各教科棟を合わせた指導の工夫 |
| | 発達障害教育 | | | |
| 理科研修班 | 小学校理科 | 小 特(小) | 前期 後期 | ○学習指導要領に対応した「資質・能力」の育成を図る授業改善と教材・教具及び実験・実習の工夫 ※小学校理科・中学校理科の希望者は、長期研修申込書に希望する分野（物理・科学・生物・地学）を明記すること ※理科を希望する場合、研修期間は「前期」か「後期」を必ず第1希望から第2希望まで明記すること |
| | 中学校理科 | 中 特(中) | | |
| | 家庭 | 小 特(小) | | |
| | 技術・家庭(家庭分野) | 中 特(中) | 1年 | ○学習指導要領に対応した「資質・能力」の育成を図る3年間を見通した授業設計、授業改善、教材・教具及び実習の工夫 |
| | 技術・家庭(技術分野) | | | |
| IT教育班 | ICT教育 | 小 中 特 (小・中) | 1年 | ○ICTの特性を生かした、学習指導の効果を高める授業設計・指導の工夫 ○情報社会を安全に生きる児童生徒を育成するための「情報モラル・セキュリティ」に関するカリキュラム研究 ○プログラミング的思考を育成する授業設計・指導の工夫 ○児童生徒の情報活用能力を育成する授業設計・指導の工夫 ○校務の情報化を推進・支援するための研究 |

小:小学校 中:中学校 特(小):県立特別支援学校小学部 特(中):県立特別支援学校中学部
特(小・中):県立特別支援学校小学部・中学部

5 募集人員

- (1) 6ヶ月研修（前期・後期） 34名程度
- (2) 1年研修 9名程度

6 応募書類（教育委員会、教育事務所の写し含む）

- (1) 応募書類（応募書類は返却しない）

【市町村立小学校・市町村立中学校】

- ① 長期研修申込書（様式1-1）・・・・・・・・ 4通（原本1通、写し3通）
- ② 校長の推薦書（様式2-1）・・・・・・・・ 4通（原本1通、写し3通）
- ③ 「テーマ及びテーマ設定の理由」（様式3）・・・・ 4通（原本1通、写し3通）
- ④ 学校で作成した今年度の校内研修計画書(教科研修班1年研修を希望する者のみ。様式の指定なし。)

【県立中学校・県立特別支援学校[小学部][中学部]】

- ① 長期研修申込書（様式1-1）・・・・・・・・ 2通（原本1通、写し1通）
- ② 校長の推薦書（様式2-1）・・・・・・・・ 2通（原本1通、写し1通）
- ③ 「テーマ及びテーマ設定の理由」（様式3）・・・・ 2通（原本1通、写し1通）
- ④ 学校で作成した今年度の校内研修計画書(教科研修班1年研修を希望する者のみ。様式の指定なし。)

- (2) 注意事項

- ① 希望教科・領域等も記入すること。また、第2・第3希望があれば、記入すること。
（第2・第3希望は、第1希望と異なる班・教科・領域・期間を記入してよい。）
- ② 宿泊施設利用該当者で利用を希望する者は、申込書の該当欄に必ず明記すること。
- ③ 「テーマ及びテーマ設定の理由」(様式3)は所定の用紙を使用し、800字程度にまとめて提出すること。

7 提出期限及び方法

- (1) 市町村立小学校・市町村立中学校

- ① 校長は、応募書類を令和4年10月20日(木)までに、市町村教育委員会教育長へ提出する。
- ② 市町村教育委員会教育長は、応募書類を令和4年10月27日(木)までに、教育事務所長へ提出する。
- ③ 教育事務所長は、応募書類並びに推薦書（様式4-1）を令和4年11月10日(木)までに、本総合教育センター所長へ提出する。

- (2) 県立中学校・県立特別支援学校[小学部][中学部]

校長は、応募書類を令和4年10月20日(木)までに、本総合教育センター所長へ提出する。

8 結果の通知

選考の結果については、関係学校長及び関係機関の所属長へ下記のとおり通知する。

- (1) 第1次選考結果については、令和5年1月下旬に通知する。

- (2) 最終選考結果については、令和5年2月下旬に通知する。

※ ただし、研修定数等の確定が遅れる場合には、選考結果の通知も遅れることがある。

9 変事の対応

校長は、応募した所属教員の長期研修について困難な状況が生じた場合は、その時点で速やかに本総合教育センターの長期研修担当者へ連絡する。

なお、市町村立学校においては、同時に市町村教育委員会及び教育事務所の担当者へ一報する。その後、関係機関との調整を経て必要な事務手続きを進める。

10 その他

- (1) 本総合教育センターの宿泊施設利用を希望する者は、所属長を通して市町村教育委員会、教育事務所と調整後、後日、「宿泊施設使用許可願」を本総合教育センター所長へ提出して許可を受ける。なお、離島及び北部地区(名護市、金武町、宜野座村、恩納村を除く)に居住する者に限る。

- (2) 研修の成果として開発された教育ソフトや著作物の著作権は、本総合教育センターに帰属する。